

「佐賀大学教育実践研究」編集規程

令和元年7月31日
運営委員会決定

1. 研究紀要の発行

佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター（以下、「センター」という。）は、センター規程第3条に規定された業務として、研究紀要「佐賀大学教育実践研究」を年1回発行する。

2. 編集委員会

- (1) 「佐賀大学教育実践研究」の編集および発行に関する事項は、編集委員会において決定する。
- (2) 編集委員会は、センター長、センター所属教員及びセンター運営委員の中から選出された者で構成し、委員長は委員の互選で選出する。
- (3) 投稿原稿は編集作業を経て、執筆者に変更を求めることがある。

3. 内容

研究紀要是以下の内容をもって構成する。いずれも未公刊のものに限る。

- (1) 教育実践論文：幼児教育、初等教育、中等教育、障害児教育等の実践を対象として、教育実践の改善を直接に目指した具体的な提言を行う研究。
問題提起、実践目的、実践内容、実践結果、考察、結論、文献を内容に含むこと。
- (2) 研究論文：調査研究・実証実験研究などの仮説検証型や仮説生成型の研究及び文献研究。
問題、目的、方法、結果、考察、結論、文献を内容に含むこと。
- (3) 実践報告：研究プロジェクトの記録、教育実践の経過と成果など、実践上のユニークな視点や方法、工夫などの報告。
概要、経過、まとめを内容に含むこと。
- (4) センターの事業日誌、年間事業報告等に関わること。
- (5) その他、編集委員会が認めたもの。

4. 投稿資格

研究紀要には、次の者が投稿できる。

- (1) センター長及びセンター所属教員。
- (2) 本学、附属学校園及び代用附属学校の専任教員。
- (3) 上記(1)(2)を共同執筆者として、共同研究を行う者。
- (4) その他、編集委員会が認めた者。

5. 執筆要項

原稿は、別に定める執筆要項に従って作成するものとする。

附 則

この規程は、令和元年7月31日から実施する。

附 則（令和2年8月4日改正）

この規程は、令和2年8月4日から実施する。

附 則（令和5年7月26日改正）

この規程は、令和5年7月26日から実施する。